

## 鹿島区自治振興基金の活用について（報告）

鹿島区地域振興課

### 1. 経 過

令和 5 年 1 月 2 7 日（金）に開催した第 9 回鹿島区地域協議会において、令和 5 年度に鹿島区自治振興基金を活用することを諮問し、質疑応答の後、答申を受けた。（資料 3 - 2）

### 2. 諮問内容

商工労政課が所管する「中小企業融資利子補給金（鹿島区）」に対し、令和 5 年度に 7 2 0 千円を鹿島区自治振興基金から充当すること。（資料 3 - 3）

### 3. 諮問理由

当該事業に対しては、平成 1 9 年度に同基金から充当した経過があったが、震災以前であり 1 0 年以上経過していたこともあり、改めて地域協議会に対し意見を求める必要があると思慮し、諮問したもの。

### 4. 諮問に対する質疑

質問：平成 2 2 年度から使われいなかった基金を 5 年度から使うようになった経過は。

答弁：中小企業融資利子補給金は、震災以前から継続して行ってきた事業でしたが、震災以降は一般財源や地域振興基金を活用してきました。財源が厳しくなってきたため自治振興基金を活用することにいたしました。

質問：7 2 0 千円の内訳は。

答弁：継続して融資を受ける事業者に対し 3 1 件 4 3 0 千円、新規借入れに対し 6 件 3 0 0 千円を想定しております。



4鹿地第1223号  
令和5年1月27日

南相馬市鹿島区地域協議会  
会長 草野 繁春 様

南相馬市長 門馬 和夫



鹿島区自治振興基金の活用について（諮問）

地方自治法第202条の7第2項の規定により、下記の事項について貴地域協議会の意見を求めます。

記

1. 鹿島区自治振興基金の活用について  
(内容説明資料 別紙のとおり)



4 鹿地協第 2 0 号

令和 5 年 1 月 2 7 日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市鹿島区地域協議会

会 長 草野 繁春



鹿島区自治振興基金の活用について(答申)

令和 5 年 1 月 2 7 日付け 4 鹿地第 1 2 2 3 号で諮問のありました鹿島区自治振興基金の活用について、当地域協議会の意見は下記のとおりです。

記

鹿島区自治振興基金の活用については妥当であると判断します。

## 中小企業融資利子補給金（鹿島区）への鹿島区自治振興基金の充当について

## 1. 事業概要

中小商工業の経営発展と経営意欲の促進を図り、商工活動の強化を図るため、事業資金を借入した中小商工業者に対し、借入金の利子補給をする。

- ・事業主体 鹿島商工会
- ・補助金額 予算の範囲内

対象者	福島県商工事業協同組合、大東銀行鹿島支店及び相双五城信用組合鹿島支店から事業資金（設備、運転、後継者育成）を借入した中小商工業者
借入金の限度額	500万円
利子補給金の限度額	5万円（年間）
補給率	1／2
利子補給期間	5年以内

※小高区においても、同様の事業があるが、現在利用されていない。

相違点は、福島県商工事業協同組合より事業資金を借入した中小商工業者となっている。

## 2. 令和5年度事業費（見込み）

令和5年度中小企業融資利子補給金 支出見込額	730千円
内 鹿島区自治振興基金充当見込額	720千円
中小企業後継者育成資金預託金利子見込額	10千円

（過去の自治振興基金の充当内容は次ページ）

鹿島区自治振興基金繰入明細

No.	事業	18	19	20	21	22
1	地域福祉計画推進員謝礼	1,200,000	1,200,000			
2	クラフハウス建築設計委託	1,564,500				
3	パークエビル現場整備設計委託	472,500				
4	クラフハウス新築工事	28,035,000				
5	パークエビル現場整備工事	10,474,800				
6	自転車通学ヘルメット購入補助		120,000			
7	チャイルドシート購入補助		147,400			
8	中小企業融資利子補給		2,992,769		500,000	
9	相馬馬追事業補助		8,786,000			
10	特産品開発協議会補助		400,000			
11	小学校図書館図書購入		1,896,405			
12	遠距離通学費補助		320,000			
13	ふるさと少年教室事業		180,000			
14	化石探検隊活動事業		120,000			
15	情報技術講習会事業		841,798			
16	図書館図書購入		2,500,000			
17	生涯スポーツ推進事業補助		590,000			
18	地域スポーツ振興助成事業補助		70,000			
19	健康福祉まごころまつり事業補助		900,000			
20	高齢者賀寿事業		1,916,298			
21	財調繰入			100,000,000		
22	公用車（ワゴン車）購入事業					2,014,000
	計	41,746,800	22,980,670	100,000,000	500,000	2,014,000

平成23年度  
以降は  
実績なし

## 自治振興基金の活用及び鹿島区自治振興基金について

## ●自治振興基金とは

南相馬市の一体性を保持しながらも、自治区内の住民主体による自治の確立と特色あるまちづくりを推進するために設置された基金で、当該地区に係る事業に充てることができる。

## ●自治振興基金を活用する際の諸条件について

条件 1 以下の項目のいずれかに該当すること

- ① 自治区内の特色あるまちづくりの推進について特に必要と認める事業
- ② 人材及び公共的団体等の育成について特に必要と認める事業
- ③ 文化及びスポーツの振興について特に必要と認める事業
- ④ 高齢者等の保健福祉の増進について特に必要と認める事業
- ⑤ 緑化の推進及び保全について特に必要と認める事業

条件 2 以下の項目すべてに該当すること

- ① 基金を処分する自治区、自治区の住民、企業及び組織または、自治区内の地域資源（住民等を除く）を対象として実施する事業である。
- ② 営利を目的としない公益的な事業である。
- ③ 受益者が一定の者に限定されていない事業である。
- ④ 事業を実施することで、当該自治区の発展が期待できる。
- ⑤ これまで他の助成等を受けていない事業である。
- ⑥ 市の復興総合計画等、市の各施策との整合性が確保されている事業である。

条件 3 活用に際し、当該地区の地域協議会へ諮問し、承認されること

## ●鹿島区自治振興基金について

令和 3 年度末（令和 4 年 3 月 3 1 日）現在の基金積立額 284,368,906 円

## 南相馬市鹿島区中小企業融資利子補給金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日

告示第 105 号

改正 平成 21 年 5 月 29 日告示第 67 号

平成 25 年 11 月 25 日告示第 87 号

(趣旨)

第 1 条 市は、合併前の鹿島町の区域における中小商工業の企業経営の発展と経営意欲の促進を図るとともに、商工活動の強化を図るため、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成 18 年南相馬市規則第 38 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補給金を交付する。

(利子補給金の交付対象)

第 2 条 市は、福島県商工事業協同組合、大東銀行鹿島支店及び相双五城信用組合鹿島支店（以下「組合等」という）から事業資金（設備、運転、後継者育成）を借入れした中小商工業者に対し、借入金の利子を補給するものとする。

(限度額)

第 3 条 利子補給を受ける借入金の限度額は、500 万円とする。

2 借入金は、完済すれば、再度利子補給の対象とする。

3 利子補給金の限度額は、年間 5 万円とする。

(補給率及び期間)

第 4 条 利子補給金の額は、組合等の定める利率により当該借入金額に対する借入期間に応じて算定された償還利子額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、当該償還利子の算定の基礎となった借入期間のうち、元利償還金の延滞した日数があるときは、借入期間からその日数を除算する。この場合において、既に交付を受けた当該延滞期間中の利子補給金は、返納しなければならない。

2 利子補給の期間は、融資を受けた日から 5 年以内とする。

(資格要件)

第 5 条 この告示により利子補給金の交付を受けようとする者は、1 年以上市内に居住し、市税及び鹿島商工会（以下「商工会」という。）の会費を完納した商工業者でなければならない。

(決定の通知)

第 6 条 組合等が融資を決定したときは、直ちに商工会長へ中小企業融資決定通知書（様式第 1 号）を提出する。

2 商工会長は、遅滞なく中小企業融資金（利子補給）決定書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(手続)

第 7 条 利子補給の交付を受けようとする者は、商工会長に申し出なければならない。

2 商工会長は、前項の申出を取りまとめ、第 5 条の資格要件及び組合等融資の事実を確認し、中小企業融資利子補給金交付申請書（様式第 3 号）を翌月 10 日まで市長に提出しな

なければならない。

( 交付指令 )

第 8 条 市長は、前条第 2 項の申請に基づき利子補給金額を決定したときは、中小企業融資利子補給金交付決定通知書 ( 様式第 4 号 ) を商工会長へ交付するものとする。

( 報告 )

第 9 条 商工会長は利子補給金を精算したときは、中小企業融資利子補給金実績報告書 ( 様式第 5 号 ) を翌月 10 日まで市長に提出しなければならない。

( その他 )

第 10 条 利子補給金の交付について、この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町中小企業融資利子補給金交付要綱 ( 平成 3 年鹿島町訓令第 1 号 ) の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 ( 平成 21 年告示第 67 号 )

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 25 年 11 月 25 日告示第 87 号 )

この告示は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。



## 鹿島区自治振興基金の活用について（報告）

鹿島区地域振興課

### 1. 経 過

令和 5 年 1 月 2 7 日（金）に開催した第 9 回鹿島区地域協議会において、令和 5 年度に鹿島区自治振興基金を活用することを諮問し、質疑応答の後、答申を受けた。（資料 3 - 2）

### 2. 諮問内容

商工労政課が所管する「中小企業融資利子補給金（鹿島区）」に対し、令和 5 年度に 7 2 0 千円を鹿島区自治振興基金から充当すること。（資料 3 - 3）

### 3. 諮問理由

当該事業に対しては、平成 1 9 年度に同基金から充当した経過があったが、震災以前であり 1 0 年以上経過していたこともあり、改めて地域協議会に対し意見を求める必要があると思慮し、諮問したもの。

### 4. 諮問に対する質疑

質問：平成 2 2 年度から使われいなかった基金を 5 年度から使うようになった経過は。

答弁：中小企業融資利子補給金は、震災以前から継続して行ってきた事業でしたが、震災以降は一般財源や地域振興基金を活用してきました。財源が厳しくなってきたため自治振興基金を活用することにいたしました。

質問：7 2 0 千円の内訳は。

答弁：継続して融資を受ける事業者に対し 3 1 件 4 3 0 千円、新規借入れに対し 6 件 3 0 0 千円を想定しております。



4鹿地第1223号  
令和5年1月27日

南相馬市鹿島区地域協議会  
会長 草野 繁春 様

南相馬市長 門馬 和夫



鹿島区自治振興基金の活用について（諮問）

地方自治法第202条の7第2項の規定により、下記の事項について貴地域協議会の意見を求めます。

記

1. 鹿島区自治振興基金の活用について  
(内容説明資料 別紙のとおり)



4 鹿地協第 2 0 号

令和 5 年 1 月 2 7 日

南相馬市長 門馬 和夫 様

南相馬市鹿島区地域協議会

会 長 草野 繁春



鹿島区自治振興基金の活用について(答申)

令和 5 年 1 月 2 7 日付け 4 鹿地第 1 2 2 3 号で諮問のありました鹿島区自治振興基金の活用について、当地域協議会の意見は下記のとおりです。

記

鹿島区自治振興基金の活用については妥当であると判断します。

## 中小企業融資利子補給金（鹿島区）への鹿島区自治振興基金の充当について

## 1. 事業概要

中小商工業の経営発展と経営意欲の促進を図り、商工活動の強化を図るため、事業資金を借入した中小商工業者に対し、借入金の利子補給をする。

- ・事業主体 鹿島商工会
- ・補助金額 予算の範囲内

対象者	福島県商工事業協同組合、大東銀行鹿島支店及び相双五城信用組合鹿島支店から事業資金（設備、運転、後継者育成）を借入した中小商工業者
借入金の限度額	500万円
利子補給金の限度額	5万円（年間）
補給率	1／2
利子補給期間	5年以内

※小高区においても、同様の事業があるが、現在利用されていない。

相違点は、福島県商工事業協同組合より事業資金を借入した中小商工業者となっている。

## 2. 令和5年度事業費（見込み）

令和5年度中小企業融資利子補給金	支出見込額	730千円
内 鹿島区自治振興基金充当見込額		720千円
中小企業後継者育成資金預託金利子見込額		10千円

（過去の自治振興基金の充当内容は次ページ）

鹿島区自治振興基金繰入明細

No.	事業	18	19	20	21	22
1	地域福祉計画推進員謝礼	1,200,000	1,200,000			
2	クラフハウス建築設計委託	1,564,500				
3	パークエビル現場整備設計委託	472,500				
4	クラフハウス新築工事	28,035,000				
5	パークエビル現場整備工事	10,474,800				
6	自転車通学ヘルメット購入補助		120,000			
7	チャイルドシート購入補助		147,400			
8	中小企業融資利子補給		2,992,769		500,000	
9	相馬馬追事業補助		8,786,000			
10	特産品開発協議会補助		400,000			
11	小学校図書館図書購入		1,896,405			
12	遠距離通学費補助		320,000			
13	ふるさと少年教室事業		180,000			
14	化石探検隊活動事業		120,000			
15	情報技術講習会事業		841,798			
16	図書館図書購入		2,500,000			
17	生涯スポーツ推進事業補助		590,000			
18	地域スポーツ振興助成事業補助		70,000			
19	健康福祉まごころまつり事業補助		900,000			
20	高齢者賀寿事業		1,916,298			
21	財調繰入			100,000,000		
22	公用車（ワゴン車）購入事業					2,014,000
	計	41,746,800	22,980,670	100,000,000	500,000	2,014,000

平成23年度  
以降は  
実績なし

## 自治振興基金の活用及び鹿島区自治振興基金について

## ●自治振興基金とは

南相馬市の一体性を保持しながらも、自治区内の住民主体による自治の確立と特色あるまちづくりを推進するために設置された基金で、当該地区に係る事業に充てることができる。

## ●自治振興基金を活用する際の諸条件について

条件 1 以下の項目のいずれかに該当すること

- ① 自治区内の特色あるまちづくりの推進について特に必要と認める事業
- ② 人材及び公共的団体等の育成について特に必要と認める事業
- ③ 文化及びスポーツの振興について特に必要と認める事業
- ④ 高齢者等の保健福祉の増進について特に必要と認める事業
- ⑤ 緑化の推進及び保全について特に必要と認める事業

条件 2 以下の項目すべてに該当すること

- ① 基金を処分する自治区、自治区の住民、企業及び組織または、自治区内の地域資源（住民等を除く）を対象として実施する事業である。
- ② 営利を目的としない公益的な事業である。
- ③ 受益者が一定の者に限定されていない事業である。
- ④ 事業を実施することで、当該自治区の発展が期待できる。
- ⑤ これまで他の助成等を受けていない事業である。
- ⑥ 市の復興総合計画等、市の各施策との整合性が確保されている事業である。

条件 3 活用に際し、当該地区の地域協議会へ諮問し、承認されること

## ●鹿島区自治振興基金について

令和 3 年度末（令和 4 年 3 月 3 1 日）現在の基金積立額 284,368,906 円

## 南相馬市鹿島区中小企業融資利子補給金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日

告示第 105 号

改正 平成 21 年 5 月 29 日告示第 67 号

平成 25 年 11 月 25 日告示第 87 号

(趣旨)

第 1 条 市は、合併前の鹿島町の区域における中小商工業の企業経営の発展と経営意欲の促進を図るとともに、商工活動の強化を図るため、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成 18 年南相馬市規則第 38 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補給金を交付する。

(利子補給金の交付対象)

第 2 条 市は、福島県商工事業協同組合、大東銀行鹿島支店及び相双五城信用組合鹿島支店（以下「組合等」という）から事業資金（設備、運転、後継者育成）を借入れした中小商工業者に対し、借入金の利子を補給するものとする。

(限度額)

第 3 条 利子補給を受ける借入金の限度額は、500 万円とする。

2 借入金は、完済すれば、再度利子補給の対象とする。

3 利子補給金の限度額は、年間 5 万円とする。

(補給率及び期間)

第 4 条 利子補給金の額は、組合等の定める利率により当該借入金額に対する借入期間に応じて算定された償還利子額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、当該償還利子の算定の基礎となった借入期間のうち、元利償還金の延滞した日数があるときは、借入期間からその日数を除算する。この場合において、既に交付を受けた当該延滞期間中の利子補給金は、返納しなければならない。

2 利子補給の期間は、融資を受けた日から 5 年以内とする。

(資格要件)

第 5 条 この告示により利子補給金の交付を受けようとする者は、1 年以上市内に居住し、市税及び鹿島商工会（以下「商工会」という。）の会費を完納した商工業者でなければならない。

(決定の通知)

第 6 条 組合等が融資を決定したときは、直ちに商工会長へ中小企業融資決定通知書（様式第 1 号）を提出する。

2 商工会長は、遅滞なく中小企業融資金（利子補給）決定書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(手続)

第 7 条 利子補給の交付を受けようとする者は、商工会長に申し出なければならない。

2 商工会長は、前項の申出を取りまとめ、第 5 条の資格要件及び組合等融資の事実を確認し、中小企業融資利子補給金交付申請書（様式第 3 号）を翌月 10 日まで市長に提出しな

なければならない。

( 交付指令 )

第 8 条 市長は、前条第 2 項の申請に基づき利子補給金額を決定したときは、中小企業融資利子補給金交付決定通知書 ( 様式第 4 号 ) を商工会長へ交付するものとする。

( 報告 )

第 9 条 商工会長は利子補給金を精算したときは、中小企業融資利子補給金実績報告書 ( 様式第 5 号 ) を翌月 10 日まで市長に提出しなければならない。

( その他 )

第 10 条 利子補給金の交付について、この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町中小企業融資利子補給金交付要綱 ( 平成 3 年鹿島町訓令第 1 号 ) の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 ( 平成 21 年告示第 67 号 )

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 25 年 11 月 25 日告示第 87 号 )

この告示は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。